

当座勘定規定（一般用） （新旧対照表）

改定案	現行
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の払戻請求書を使用してください。 第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (削除) ⑤ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。 ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人	⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。 ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。
---	---

に求償できるものとします。	
---------------	--

約束手形用法 （新旧対照表）

改定案	現行
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。

為替手形用法 （新旧対照表）

改定案	現行
4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。

小切手用法 （新旧対照表）

改定案	現行
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

普通預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

貯蓄預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

通知預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

納税準備預金規定（新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 6.（預金の払戻し） (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印象（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに当店に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きを	3.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 6.（預金の払戻し） (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印象（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに当店に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きを

します。 (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、当行所定の手続きをしてください。 なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。	します。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。 (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、当行所定の手続きをしてください。 なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
---	--

自由金利型定期預金(M型)規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

自由金利型定期預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

自動継続自由金利型定期預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

期日指定定期預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

自動継続期日指定定期預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
5. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	5. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

変動金利定期預金規定 （新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

自動継続変動金利定期預金規定（新旧対照表）

改定案	現行
I 単利型規定 3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	I 単利型規定 3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。
II 複利型規定 3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	II 複利型規定 3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

利息分割型定期預金規定 （新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

自動継続利息分割型定期預金規定 （新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

自由満期型定期預金規定（新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

自動継続自由満期型定期預金規定（新旧対照表）

改定案	現行
4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。	4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

積立式定期預金規定（みのり） （新旧対照表）

改定案	現行
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。 4.（口座振替による預入れ） (1) 口座振替の方法により預入れる場合は引落指定口座、振替日、振替金額等は、別に提出された「積立式定期預金口座振替依頼書」に記載したとおりとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出を省略するものとします。なお、口座振替に際し貸越金が発生または増加するときも、通知することなくその月の口座振替を行います。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。 4.（口座振替による預入れ） (1) 口座振替の方法により預入れる場合は引落指定口座、振替日、振替金額等は、別に提出された「積立式定期預金口座振替依頼書」に記載したとおりとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、または小切手の提出を省略するものとします。なお、口座振替に際し貸越金が発生または増加するときも、通知することなくその月の口座振替を行います。

定期積金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込みの記載を取消したうえ、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込みの記載を取消したうえ、当店で返却します。

積立定期預金規定 (新旧対照表)

改定案	現行
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類（以下、「証券類」という。）を当店で受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類（以下、「証券類」という。）を当店で受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

代金取立手形取扱規定（新旧対照表）

改正後	改正前
1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。